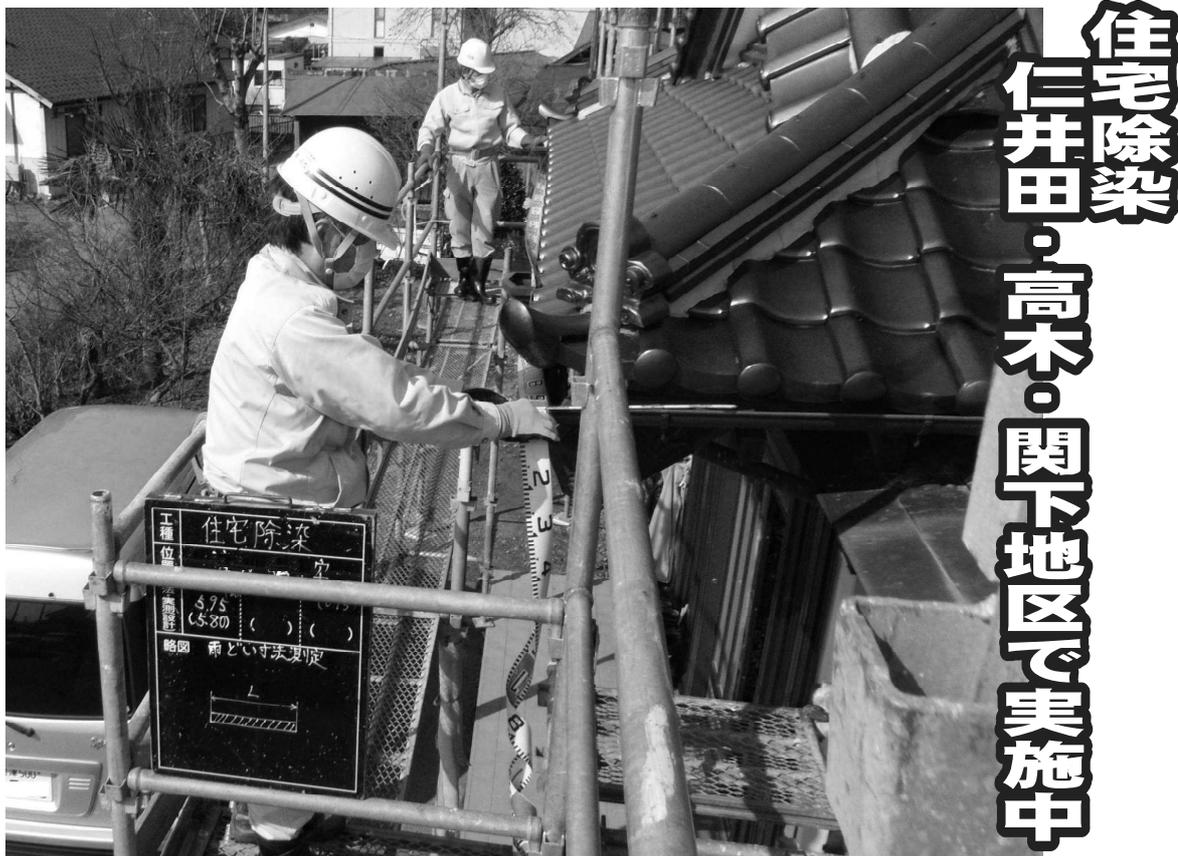


広報もとみや 号外

〒990-0111
本宮市
秘書広報課
☎33-1111

No.41



住宅除染 仁井田・高木・関下地区で実施中

現在の状況は

住宅除染は、本宮市除染実施計画に基づいて進めています。住宅除染が終了している和田、長屋地区ではフレコンバッグの仮置き場への搬入が終了しています。また、高木井戸上地区の住宅除染も終了しており、現在は仁井田、高木井戸上地区以外の高木、関下地区で除染を実施しています。さらに、白岩、稲沢、松沢地区についても住宅除染に向けた作業を進めています。

関下地区の仮置き場は造成が完了し、現在、搬入に向けた準備が進んでいます。高木地区の仮置き場は、間もなく完成となり、準備が完了次第、搬入を開始します。仁井田・稲沢・松沢・岩根入矢沢地区の仮置き場は、造成にむけ設計を行っています。

これからの除染作業

糠沢、荒井、本宮、青田、岩根地区については、平成26年度に作業を発注します。市では、各地区で実施する住宅

【市からのお願い】広報もとみや号外は、地震災害、放射能問題など市民の皆さんに広く周知するものについてお知らせしています。回覧される場合は、なるべく早く次の方に回覧していただきますようお願いいたします。

等の除染作業により発生した土砂などを一時的に保管するため、仮置き場の整備や場所の選定を進めています。



仮置き場は、住宅除染を効率的に進めるうえで必要不可欠なものであるため、設置についての地域の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

住宅除染の準備を

これから住宅除染が始まる地区では、敷地内の作業に支障となるものの片づけをお願いします。除染作業を加速し、早期完了するためにも、皆さんのご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

放射能除染・
モニタリングセンター
☎63-2682

和田地区住宅除染の 作業結果のお知らせ

住宅除染が終了した和田地区の、空間線量の除染前後の数値の推移と低減率について、全体的に大幅な低減が図られましたので、お知らせします。

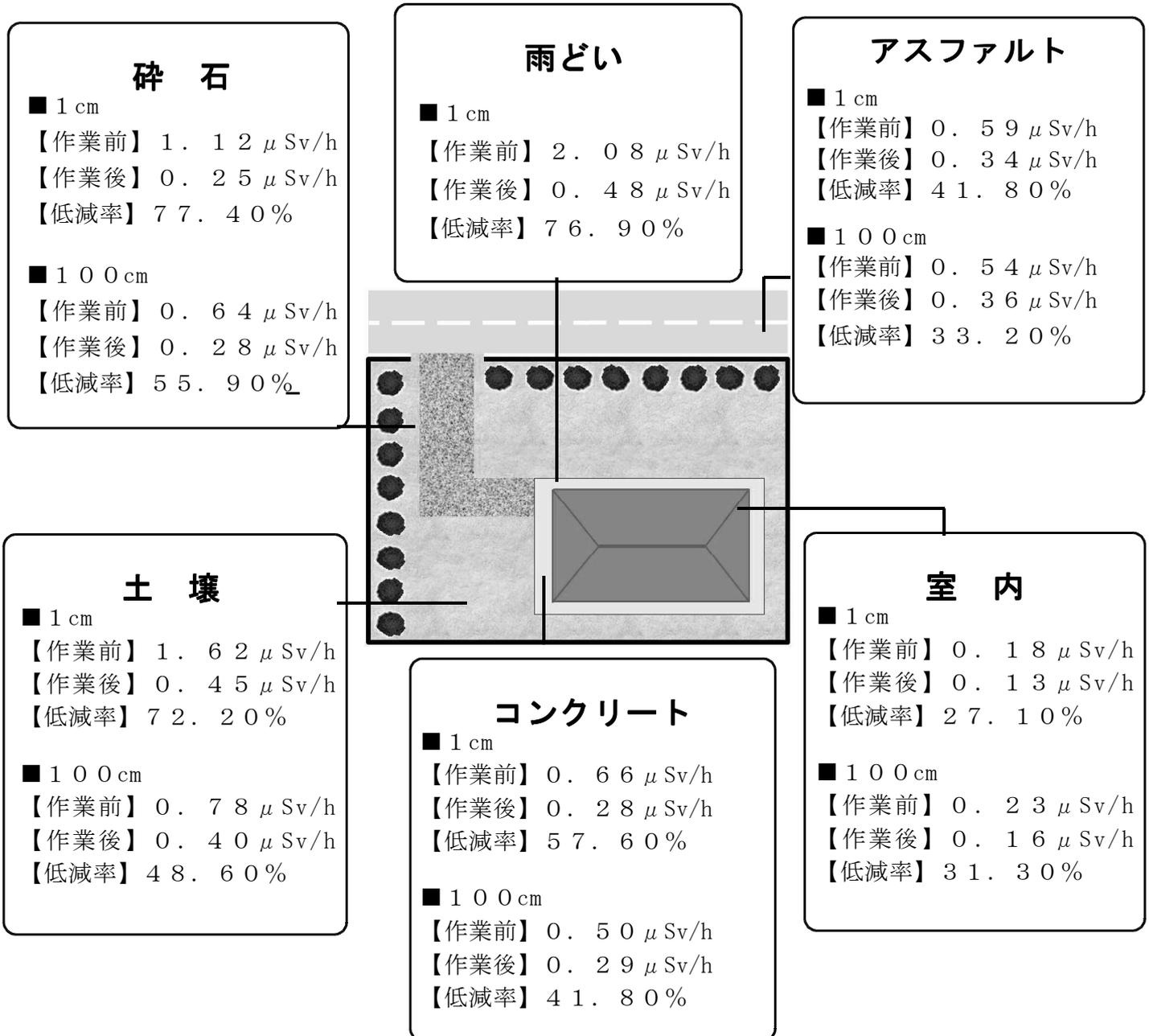
※ $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト / 時間) とは、1時間当たりの放射線による人体への影響を表す単位です。シーベルトは人体の組織に及ぼす効果・影響を定量的に扱うための尺度です。

市では、年間被ばく量1ミリシーベルト以下を目指して除染に取り組んでいます。

※雨どいは1センチメートルの高さのみで測定しています。

※作業前・作業後の数値は平均の数値です。

◆お問い合わせ先
放射能除染・
モニタリングセンター
☎6312682

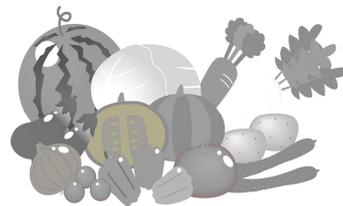


**■市内自家用農産物の持込み
全17品目【平成26年3月分】**

No.	品名	件数	検出されたものの内訳(単位:ベクレル)			
			検出数	最小値	最大値	100ベクレル以上の検出数
1	茎立菜	8	0	検出せず	検出せず	0
2	ふきのとう	6	2	28.98	45.05	0
3	ブロッコリー	3	1	25.65	25.65	0
4	大豆	3	0	検出せず	検出せず	0
5	ハーブ(ローズマリー)	1	1	22.09	22.09	0
6	サニーレタス	1	1	20.75	20.75	0
7	セリ	1	1	20.29	20.29	0
8	レタス	1	1	11.25	11.25	0
9	青菜	1	0	検出せず	検出せず	0
10	果実酒	1	0	検出せず	検出せず	0
11	からし菜	1	0	検出せず	検出せず	0
12	クレソン	1	0	検出せず	検出せず	0
13	小松菜	1	0	検出せず	検出せず	0
14	人参	1	0	検出せず	検出せず	0
15	ネギ	1	0	検出せず	検出せず	0
16	白菜	1	0	検出せず	検出せず	0
17	ワサビナ	1	0	検出せず	検出せず	0

農産物のモニタリング状況について

3月に測定した自家用農産物の測定結果は左表のとおりです。
自家用農産物は、測定してから食べられるかどうか判断することをお勧めします。



◆問い合わせ先

放射能除染・
モニタリングセンター
☎63-2682



ご参加ください。地域懇談会開催中です!!

◆開催日程表(4月14日以降開催) 開会は午後7時～

開催日時	対象地区	会場
4月14日(月)	青田地区	青田農業構造改善センター
4月16日(水)	関下地区	下関下集会所
4月17日(木)	本宮1区~5区・10区~14区	サンライズもとみや
4月18日(金)	仁井田地区	仁井田地区公民館
4月21日(月)	松沢地区	白沢公民館松沢分館
4月23日(水)	和田地区	白沢公民館和田分館
4月25日(金)	本宮6区~9区・9区東	北町コミュニティーセンター
4月28日(月)	白岩地区	白沢公民館白岩分館

市民の皆さんの声を、市政に反映させるため、次の日程で地域懇談会を開催しています。多くの市民の皆さんから、ご意見・ご要望をいただきたく、お誘いあわせてご参加くださすようお願いいたします。
なお、市長の公務日程により開催日の変更となる場合がありますので、ご承知ください。
開催日程については、防災行政無線および市のホームページでもお知らせしています。

◆問い合わせ先 秘書広報課 広報広聴係
☎33-1111(内線223)

水道水のモニタリング検査結果について

市の水道水については、週3回(月、火、金)検査を行っており、放射性物質は検出されていませんので安心してご利用ください。

◆問い合わせ先
上下水道課
☎33-1111(内線119)

井戸水のモニタリング検査結果について

飲用の井戸水の測定依頼があった場合は、専門機関へ依頼し、測定を実施していますが、現在まで放射性物質は検出されていません。

なお、検査にかかる費用は無料となっています。

◆問い合わせ先
放射能除染・モニタリングセンター
☎63-2682

2月8日から16日の 大雪災害の支援策に ついてのお知らせ

平成26年2月8日から16日の豪雪による大雪災害の支援策の概要が示されました。市へ被害の届けがあつた農業者の皆さんには個別に通知しています。まだ届出をされていない農業者の方はお知らせください。

事業の概要

I 農業用施設（パイプハウス、鉄骨ハウス、畜舎等、農業用として使用している施設）の再建・修繕への助成

■補助率

国100分の50
県100分の25
市町村100分の15
農業者等100分の10

被災農業者の負担を事業費の1割になるように市が国県の補助率に上乘せします。

■補助の対象

パイプハウス等農業経営に必要な農業用施設
※耐用年数を経過した施設の復旧等も対象となります。

■補助の要件

復旧した施設を利用し営農を継続すること。
(10年間の継続)

■補助の内容

平成26年2月8日～9日および14日～16日の豪雪で被害を受けた農業用施設
※被災前と同程度の仕様の施設で、被災施設面積以下の農業用施設が対象です。

■補助申請・提出先

申込書に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。
① 次の事業者から資材等を購入・または再建する方は事業者へ提出してください。

事業者名	提出先
みちのく安達農業協同組合	グリーンセンター 采宮・白沢
柳白岩屋商店	本店または農家の店さんさん

② ①以外の場合およびパイプハウス以外の被災した大型鉄骨ハウスや畜舎、飼料舎等の再建・修繕の場合は、市役所農政課、白沢総合支所産業建設課へ提出してください。

■補助申請に必要なもの

▼被害の写真（ハウス一棟につき1枚）
▼農業用施設の見積書、農業共済に加入している施設の場合は、共済金支払通知書の写し（支払いがまだの場合は後日提出）
※営農計画書、早急にハウスを建てる場合は、復旧作業前・中・後の状況を1枚ずつ必ず撮影しておいてください。

II 農業用施設の再建に向けた、倒壊したハウス等の撤去への助成

■補助率

国2分の1
県2分の1
事業費の全額を助成するものですが、事業費には上限があります。上限を超えた分は

農業者の自己負担となります。事業費の上限は次のとおりです。（事業費の中には、廃プラやパイプの処分費が含まれます。）
① 一般的にパイプハウスと呼ばれる農業用ハウス

・事業者へ外注した場合（契約書が必要）：1平方メートル当たり290円

・業者の見積りか上限単価から算出される金額のどちらか低い方が補助額となります。

・自力撤去した場合：1平方メートル当たり110円

※知人などに手伝いをお願いして撤去する場合は自力撤去となります。適正な雇用契約を結び、作業日報などで確認できる場合は外注に該当します。

例えば...

1. 4m×36mのパイプハウス 194.4㎡

自力撤去の場合

194.4㎡×110円=21,384円
(千円未満切捨て) **21,000円**

業者撤去（外注）の場合

194.4㎡×290円=56,376円
(千円未満切捨て) **56,000円**

② 被覆材がガラスのハウス

1 1平方メートル当たり
1,200円

③ 被覆材がプラスチック（ビニール）で骨材が鉄骨のハウス

1 1平方メートル当たり
880円

※鉄骨製の畜舎なども同じ基準となります。

■補助の対象

農業経営に必要な農業用施設
■補助の要件 復旧した施設を利用し営農を継続すること。
(10年間の継続)

■補助の内容

平成26年2月8日～9日および14日～16日の豪雪で被害を受けた農業用施設

■補助申請・提出先

申込書に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。
① 次の事業者から資材等を購入・または再建する方は事業者へ提出してください。

事業者名	提出先
みちのく安達農業協同組合	グリーンセンター 采宮・白沢
柳白岩屋商店	本店または農家の店さんさん

② ①以外の場合は、市役所農政課、白沢総合支所産業建設課へ提出してください。

■補助申請に必要なもの

(実績に添付が必要)
▼撤去作業前・中・後の写真
▼撤去作業を行った者、日付、費用の額を記入した日報
▼撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの証拠書類

※I（再建）II（撤去）ともに事前着工も対象となりますので、写真・証拠書類を必ず保管しておいてください。

◆問い合わせ先

農政課
☎ 33-11111 (内線157)